

九州雑草防除研究会規約

1. 名称

本会は九州雑草防除研究会（Kyushu Weed Control Research Society）と称する。

2. 目的

本会の目的は、会員相互の親和、協力を計り、雑草防除の研究、技術の推進、普及、教育などに関する知見の交換、情報の発信を行うことを目的とする。

3. 会員

本会は、九州における雑草ならびにその防除の研究、技術普及、教育に志す、または関心のある者（正会員）および本会の趣旨に賛同する団体あるいはこれに準ずる者（賛助会員）をもって組織する。

4. 事務局

本会の事務局を九州沖縄農業研究センター筑後研究拠点雑草研究グループにおく。

5. 事業

本会は第2条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 例会を年1-2回行う。
- (2) 会報「九州の雑草」を発行する。
- (3) ホームページを開設し、本会および雑草防除に関する情報を発信する。
- (4) その他、必要と認められる事業を行う。

6. 役員

会長1名、副会長1名、会計監査2名、および幹事若干名をおく。

会長及び会計監査は総会で推薦し、任期2年とする。副会長は次期例会開催県より選出し、任期は例会終了時までとする。幹事は会長の指名で決める。幹事の中数名を庶務幹事、編集幹事、会計幹事、広報幹事、専門幹事とする。

7. 総会

総会は例会時に開催し、会務報告、その他の事項を附議する。

8. 幹事会

幹事会は必要に応じて会長が招集する。

9. 編集委員会

会報「九州の雑草」の編集・発行のため編集委員会を設置する。編集委員（若干名）は会長が指名し、委員会の会務は編集幹事が努める。編集に係る規定は別途定める。

10. 会費及び会計年度

会費は正会員年1,000円、賛助会員1口5,000円とし、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

11. その他

総会の推薦により、名誉会長、名誉会員をおくことができる。

12. 付則

昭和46年4月26日改正

昭和49年1月25日改正

昭和57年2月 5日改正

昭和60年2月 8日改正

平成16年7月22日改正

平成18年7月20日改正

平成19年7月19日改正